

（寄稿）

NOMURA

平成 25 年度税制改正

平成 25 年 3 月 29 日、「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会で可決成立しました。

今改正では、以前から改正の議論に挙がっていた、相続税率及び贈与税率の見直し、ならびに相続税の基礎控除額の引き下げが実現します。

したがって、法定相続人が 3 人の場合、改正前：80,000 千円の基礎控除額に対し、改正後：48,000 千円と 32,000 千円も引き下げられることとなります。

基礎控除額は、改正前は“50,000 千円+10,000 千円×法定相続人の数”ですが、平成 27 年 1 月 1 日以降は“30,000 千円+6,000 千円×法定相続人の数”となります（P4 参照）。

これにより、「今までであれば相続税がかからなかったが、今後はかかる」というケースが増加し、さらに遺産総額が大きいケースほど税額が増加します。

一方、高齢者の保有する資産を若年層に早期に移転させるという観点から、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和する等の見直しがされます。加えて、相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を 60 歳に引き下げ、受贈者に孫を加える拡充が行われます。今後一代とばして贈与を行うことを検討する方も増えるのではないのでしょうか。

今改正により、財産額の把握、納税財産の確保、評価の引き下げ、遺産分割などの事前準備がより重要になると考えられます。

本稿では、医療法人に関係すると考えられる、平成 25 年度の主な税制改正項目を解説するとともに、医療法人グループ（関連する個人・MS 法人等）に係る税制の留意点を確認いたします。

2013 年 5 月 2 日

Healthcare note

(No. 13-07)

寄稿者名
税理士法人
山田 & パートナース
医療事業部
板持 英俊

編集主幹
野村ヘルスケア・
サポート & アドバイザリー
市川 剛志

野村證券株式会社
金融公共公益法人部